

## 《研究ノート》

## ロシア連邦の先住民運動における先住民組織ライポンの活動変遷と特徴

是澤 櫻子\*

Changes in the Activities and Characteristics of the Federal Level Indigenous Organization in the Russian Federation

KORESAWA Sakurako

## 要旨

本稿はロシア連邦の先住民組織ライポンを事例に、国単位で利害の異なる民族集団の主張を代弁する、全国レベルの先住民組織の特徴と活動の変遷を明らかにすることを目的とする。先行研究はライポン設立時の意義や地域的な活動に注目したものが多く、ライポンの組織構造やメンバーといった組織論的視点からアプローチしたものは少ない。そこで本稿では、先住民族の権利運動においてどのような組織が先住民族の主張を代弁しているのかの事例研究として、組織論的な視点からライポンの特徴を明らかにしようと試みた。本稿で明らかになったのは、現在のライポンは集権的で、政治運動に近い人物がリーダーシップをとり、組織分類としてはNGO的な性格を持ちながら法律、教育、出版など国内外で活動する全国レベルの組織だということである。また、活動史からは約30年間でライポンが集権的な組織に成長していった様子を確認し、政府の方針に強く影響されながら組織の規則やメンバーが変容した可能性を指摘した。

キーワード : ロシア、先住民運動、先住民組織、ライポン

Keywords : Russia, Indigenous Rights Movement, Indigenous Organization, RAIPON

## 目次

1. 序
2. ロシアにおける先住民組織ライポンの現状
  - 2.1. 40の先住民族の主張を代表する組織

\*国立アイヌ民族博物館アソシエイトフェロー／東北大学大学院環境科学研究科博士課程後期  
『東北アジア研究』26号(2022年)、33-55頁、doi: <https://doi.org/10.50974/00134014>

© 2022 Sakurako KORESAWA

本著作物は、特に記載がない限り、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) ライセンスの下で提供されています。 <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



- 2.2. 活動内容
- 2.3. 組織体制——集権的な性格
- 2.4. 指導者になる人物の変遷——文学から政治へ
3. ライポンの活動史
  - 3.1. 活動前史
  - 3.2. 第1～4回議会——強大な組織としての成長(1990～2004年)
  - 3.3. 第5～9回議会——政府との対等な関係から従属的な関係へ(2005～2021年)
4. 雑誌からみるライポンの活動
  - 4.1. 雑誌『先住民族の世界』とは
  - 4.2. 内容構成と編集者の変化
  - 4.3. 協力者の変化——国際機関から国内組織へ(1999～2021年)
5. まとめ

## 1. 序

先住民族がもつ権利(先住権)が国際的な環境問題、社会問題で重視される傾向が強まる昨今、権利をめぐる先住民族と企業、行政との対立や関係の変容が相次いでいる。このような状況の中、先住民族同士が統率をはかり、政府や企業と交渉するための有力な手段の1つとして先住民組織の重要性が認識されている。先住民組織には、民族ごと、国単位、国を超えて連帯する組織など様々なレベルがあるが、本稿はロシア連邦の先住民組織(ロシア北方民族協会、通称：ライボン)に焦点をあて、利害の異なる先住民族の主張を代弁する全国レベルの先住民組織の特徴と活動の変遷を明らかにすることを目的とする。

ロシア北方民族協会(以下、ライボン)に注目する理由は、ロシア連邦の先住民族の権利運動(先住民運動)についての基本的な知識を整理するためである。ライボンは、ペレストロイカ期に先住民族が生活環境の改善や環境保護を訴える社会運動をロシア連邦各地ではじめたことを背景に1990年3月に設立された。この時期はトムスク州のセリクープやコラ半島のサーミの集団、環境破壊に反対するネネツの組織など、先住民族が主体となって政府から独立した社会組織を形成した[Vakhtin 1994: 71-72]。社会主義体制のなかで国家の統治対象とされてきた先住民族が自らの権利を自らの手で求めていくような新たな社会運動がはじまった画期的な時期だったと言える。そして、この時期を象徴する出来事が連邦内の先住民族の主張を全国レベルで代弁する組織、ロシア北方民族協会(ライボン)が誕生したことであった。

ライボン設立の意義については多くの研究者が論じている。Dennis and Alice[1995: 87]は民族の違いを超えて共通のアイデンティティを形成したエスニシティの統合化であるとし、Vakhtin[1994: 74]はライボンの設立により先住民族の政治運動はさらに活発化するとした。一方、Slezkine[1994: 384]はライボンの結成当初のメンバーが国家的に支援された先住民族知識人や政

治家であることを踏まえ、全国レベルの先住民組織を通して国家が先住民族の政治に合法的に干渉していく「国家の道理ある干渉(reasonable interference)」がおこる可能性を指摘した。

ライポンの歴史的な意義や国家が民族の政治に介入していく手段としての側面が論点として示される中、ライポンの活動に基づいた事例研究も行われるようになった。ライポンは結成直後、ソ連崩壊をうけて休眠状態であるとされたが[井上 1995 : 1052]、地方支部のハバロフスクの事例[佐々木 2003]やヤマロ・ネネツ自治管区の事例[吉田 2009]は現地の先住民族が文化復興や居住環境の法的・文化的保護を求めるなか、ライボンが教育・文化プログラムを行うことで当該地域の活動において一定のポジティブな役割を果たしていることを明らかにした。

ライボン設立時の意義や個々の地域的な事例については多くの研究が言及してきたが、ライポンの組織としての活動変遷をまとめた体系的な研究もいくつか存在する[Sillanpää 2008 ; Rohr 2014]。Sillanpää[2008]がライポンの設立時から 2008 年に至るまでの組織としての成長をまとめているのに対し、Rohr[2014]はソ連崩壊前後の先住民族の活動史を「統合と専門化(1997~2008)」[抵抗(the backlash)(2009~2013)]に大別し、ライポンの活動に沿ってその変遷をまとめた。それらの記述から分かることは、当初は先住民族の権利の保障に対して積極的に活動していたライポンは、2000 年代後半の中央集権化をすすめる政府による圧力を受け、消極的な活動へと性質が変容してきていることである。なお、近年の報道などでは、ライボン以外の先住民組織への政府の圧力も目立ち(注 1)、先住民組織(あるいは先住民組織を含めた社会団体)を政府の中央集権的な体制に組み込もうとする姿勢が窺われる。

政局の変化を受けて、ライポンの活動の性質はどのように変化したのか。また、その変化はライポンの組織構造やメンバーの性質にどのように表れているのだろうか。本稿が焦点をあてるのはこの点である。Sillanpää[2008]と Rohr[2014]の活動総括はライポンの活動史を知るうえで欠かせない資料になっているが、両者が対象とした時期が 2008 年、2013 年までだったことを考えると、2013 年以降の情報も含めて活動の変遷をまとめ直す必要がある。また、両者はあくまでもロシア連邦のソ連崩壊前後の先住民族の歴史としてライポンの活動の概観をまとめており、ライポンの活動の変遷がどのような政局の変化に影響されているのかという点や、ライボン内部の構造やメンバーがどのように変化したのかという視点でまとめたものではない。ライボンのような全国レベルの先住民組織の活動の変化や組織構造、メンバーの特徴を明らかにすることは、ロシア連邦の先住民運動の基礎的な知識を整理し、先住民族の社会運動の特徴を明らかにすることに貢献すると考える。本稿は、既存研究によるライポンの全体的な変化は踏まえつつ[Sillanpää 2008 ; Rohr 2014]、組織内部の構造やメンバーの性質、活動の結果に着目しながら、ロシア連邦の先住民族の社会運動の変化と特徴を明らかにしたいのである。

以上の目的に沿って、第 2 節では現在のライポンの組織としての特徴を示す。第 3 節ではなぜライボンが現在のような組織になったのかを活動史をもとにまとめ直し、第 4 節ではライボン発行の雑誌をもとに、第 3 節で示した変化が雑誌の目次などにどのように表れているのかを示す。尚、本稿で使用するデータは 1990 年代から 2021 年 9 月までの雑誌記事等の文献資料に加え、既

存の研究成果や報告書等の二次資料を典拠とするが、それらを筆者の問題意識に則して整理し、提示したものである。

## 2. ロシアにおける先住民組織ライポンの現状

### 2.1. 40 の先住民族の主張を代表する組織

はじめにライポンの名称について説明する。ライポン(RAIPON)とは、組織の英語名称(Russian Association of Indigenous Peoples of the North)の略称である。日本語名は「ロシア北方民族協会」とされるが、ロシア語の正式名称(Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации、略称は АКМНСС и ДВ РФ)を直訳すると「ロシア連邦の北方、シベリア、極東の先住少数民族協会」であり、連邦内の「先住少数民族」に特化した組織だということが分かる。この用語は、人類学や法学の先住民族(indigenous peoples)概念とは異なるロシア連邦独自の法律用語である。

国際連合の解釈に基づくと、先住民族は国家の統治に先立ち歴史的に現在の土地に暮らしてきたこと、国家内で民族的少数者として十分な権利を享受していないこと、自らが先住民族を名乗ることの3つの条件を満たした際に使われる用語として一応は定義できる[United Nations 2007；高倉 2017：290]。このような国際的な文脈に相当する先住民族をロシア連邦政府は人口5万人未満という条件をつけて「先住少数民族(коренные малочисленные народы)」として法律で定義している[Правительство России 1999]。先住少数民族に該当する人々は47民族、約32万人(ロシア全人口比の約0.2%)いるとされる(注2)。中でもライPONは現在、47民族のうち北方、シベリア、極東地域を伝統的な居住地とする40の先住少数民族集団を代表している(注3)。

### 2.2. 活動内容

では、ライPONはどのような組織なのだろうか。現在の姿について、2021年9月25日時点の公式ホームページの情報に基づいてまとめる。

ライPONは北方、シベリア、極東の先住民族の人権を保護し、その利益を守ることを目的とした組織で、1990年3月に設立された。本部はモスクワにある。法的には全ロシア社会団体(общероссийская общественная организация)として1999年7月に司法省に登録されている。全ロシア社会団体とは、ロシア連邦法に基づいた社会結社(общественное объединение)の1つで、端的に言えば非政府組織(NGO)である。ライPONの主な活動は教育セミナーの実施といった啓発活動、ソーシャルメディアや雑誌による情報発信活動など多岐にわたるが、公式ホームページの活動紹介では、①法律活動、②国際活動、③若者に関する活動が記載されている[АКМНСС и ДВ РФ 2021(b)]。

①法律活動は、法律に関する関連省庁やワーキンググループ等への積極的な参加や共同イベントの開催、立法行為の日常的な監視、法律関係の相談や起訴に関する先住民族コミュニティへの

支援、法律に関するセミナーの開催がある。ロシアは連邦法で先住少数民族に関する基盤的な 3 つの法律(注 4)と 20 以上の関連した法律を定めており、ライポンは既存の法律が正しく作用しているか、改正の必要はどこにあるのかを文書やイベントを通して連邦政府や地方行政、企業などに訴えている。

②国際活動は、国連人権高等弁務官事務所のインターンシップといった国際機関での活動に加え、国際連合の経済社会理事会(ECOSOC)の特殊協議資格や北極評議会の常時参加者資格といったいくつかの国際的な資格をライポンは有している。その意義について一例を挙げると、北極評議会は、北極における持続可能な開発・環境保護について国際的な協力を促進することを目的に北極圏 8 カ国により設置されたハイレベル・フォーラムである。評議会の参加者は加盟国の北極圏 8 カ国、常時参加者の 6 つの先住民組織に加え、オブザーバーとして非北極圏の国々、国際機関、NGO などが参加できる。この評議会の常時参加者になるということは、どの国家にも所属していない北極の行方を決める国際的な意思決定プロセスに参加することを意味しており[カムルル 2018: 220]、ライポンのロシア連邦の先住民族を代表する組織として国際社会で一定の地位を確立していることが分かる。

③若者に関する活動は、先住民族の若者の社会的地位形成のための支援をしている。若者の育成はライポンの優先事項として明言されており、2015 年には連邦内の若者の団結を意図したイベント「ロシアの北方(«Российский Север»)」を開催し、28 地域の若者が集まった。同イベントの毎年の開催に加え、未来の先住民族リーダー育成を目指したワークショップの開催や、公的機関との交流などを行っている。

このようにライポンは NGO 的な組織として国内では法律の支援、地域コミュニティや若者への教育的支援を手がけ、国際的にもロシアの先住民族の代表として活動している。また、後述する定期刊行物の出版活動からわかるように、連邦内の先住民族同士の連携を情報面から強めていることも活動の特徴の 1 つである。

### 2.3. 組織体制——集権的な性格

ライポンの組織綱領には、会員になるための手続きや組織管理体制の規定が記載されている。会員の条件は、個人レベルでは 18 歳に達した先住少数民族のロシア連邦の国民であることが掲げられているが、内部で承認があった場合は先住少数民族でないものも会員になれる。会員は自己判断でライポンを退会することができ、法人についても同様に内部の承認によって入会が認められる[АКМНСС и ДВ РФ 2017(1990): 9]。会員の参加資格を認めるのが議会、調整議会と呼ばれる機関である。これらライポンの組織体制について、組織綱領に明記された機関の概要を以下に記した[АКМНСС и ДВ РФ 2017(1990): 12-16]。

ライポンの議会、調整議会、議長、幹部会、監査委員会がある。そのうち、最高決定機関は議会である。議会は、活動方針の決定、組織綱領の承認と修正、会員の入会および除外の手続きの決定、ライポンの議長、調整議会、監査委員会の選挙などを行う。4 年に 1 回、調整議会の招



表1 ライポンの組織構成

名称	人数と構成	頻度
議会		4年に1回
調整議会	39名／議長(1名)、第一副議長(1名)、副議長(12名)、地方リーダー(25名)	年に2回
幹部会	13名／議長(1名)、第一副議長(1名)、副議長(12名)	3ヶ月に1回
議長	1名	—
監査委員会	5人以下	年に1回

[АКМНСС и ДВ РФ 2021(c)(d)]に基づき作成。

集によって開かれ、各地の先住民などが代表(議員)として参加する。議員は、議会が決定した割合に従い、権限を与えられた機関により選出される。各議員は1票を有しており、出席者の過半数を以て決定が行われる。

調整議会は、議会が排他的に決定権を有する分野以外のすべての事項に決定権を有している。半数以上のメンバーの出席を条件に、少なくとも年に2回は会合が開かれている。メンバーは4年任期で、議会によりライポンの会員の中から選出される。数的な構成も議会が決めるが、公式ホームページでは議長(1名)、第一副議長(1名)、副議長(12名)、地方の先住民リーダー(25名)で構成されている。このうち、副議長3名は地方の先住民リーダーも兼任している[АКМНСС и ДВ РФ 2021(c)]。

議会の投票によって4年任期で選出されるのが議長である。議長はライボン唯一の個人レベルの機関である。調整議会、幹部会の仕事を管理し、議会や調整議会の決定に個人的な責任を負い、ライポンの意見を代表する役割などを担う。このほか、議長の提案に基づき調整議会によって第一副議長と副議長が選出される。副議長の部門名を見ると、4つの連邦管区部門、8つのテーマ別部門の2種類があることが分かる。

これら議長、第一副議長、副議長をメンバーとするのが幹部会で、ライポンの現行および長期計画を実行し、組織を代表して業務を行う機関である。国内外の機関との関係強化も主な業務としており、少なくとも3か月に1回は議長により招集される。

監査委員会は、ライポンの経済活動を統制するための委員会である。委員はライポンの会員の中から5名以内が選ばれ、4年の任期で活動する。監査委員会は年次監査の報告などを行い、少なくとも年に1回は監査委員会の委員長により召集される。このほか組織綱領に記載はないが、公式ホームページからは地方支部、年長者議会、若者議会、ビジネス議会があることが分かった。ここでは詳細な説明をしないが、地方支部は連邦内の34の先住民組織が記載されている[АКМНСС и ДВ РФ 2021(e)]。

表2 副議長一覧

#	部門名
1	北西連邦管区
2	ウラル連邦管区
3	シベリア連邦管区
4	極東連邦管区
5	教育、母語およびプロジェクト活動
6	文学の発展
7	政府機関との協働
8	地域間協働
9	法律問題
10	居住地の農村開発
11	ビジネス活動の発展
12	社会的問題

[АКМНСС и ДВ РФ 2021(d)]に基づき作成。

以上の機関の招集頻度や業務内容から判断すると、ライポンの組織としての指針を決定し管理運営するリーダーを選出するのが議会、ライポンの恒常的な業務の方向性を調整・決定するのが調整議会、ライポンの日常的な業務を遂行する機関が幹部会だと考えられる。また、副議長の部門には連邦管区部門が導入されており、彼らは管区内の先住少数民族の活動を監督する責任を負っている。これは連邦政府が 2000 年に地方の監視を強化する目的で連邦管区制度を導入したのと同様の構造に近く、ライボンも副議長に連邦管区部門担当を配置するという形で地方から中央への集権化を強める構造をもっている。

以上の組織体制をみると、ライポンは各組織の権限が明確に定められており、特に議長を筆頭にした官僚的、集権的な組織構成であることが分かる。議長はライポンの代表者、つまりロシア連邦の先住少数民族の代表者として政策立案に関する会議や国際会議で発言する役割を担っており、対外的にも発言力が大きく、先住民族官僚と呼べるような存在である。また、議長以外にも副議長の役職に連邦管区部門が設置されている点は、ライポンの集権的な特徴が現れていると考えられる。

#### 2.4. 指導者になる人物の変遷——文学から政治へ

次に、どのような人物がライポンの代表(議長)を務めるのかをみていく。歴代議長は現在まで 4 人おり、全員男性である。公式ホームページに基づき、以下に歴代議長の名前と経歴を記す [АКМНСС и ДВ РФ 2021(f)]。

初代議長ヴラジーミル・サンギは、1990 年から 1994 年まで議長を務めた。サンギはニヴフの作家、社会・政治評論家である。1935 年 3 月にサハリンに生まれ、9 歳からサハリンのノグリキの学校に通い始めた。1952 年にはロシア国立ゲルツェン教育大学進学のためレニングラード(現在のサンクトペテルブルク)に移った。文学を学び詩や物語を執筆し、いくつかは新聞等に掲載された。1959 年にサハリンに戻り、現地の学校で教鞭をとった。その後、ノグリキ地区勤労者代表ソビエト執行委員会の少数民族に関する監督官に任命された。1961 年にはユジノサハリンスクにて初の著書『ニヴフの伝説』を刊行し、翌年にソビエト連邦作家同盟の加入を許された。その後も数々の著作を刊行したほか、ロシアや世界の古典をニヴフ語に翻訳した。1976 年からモスクワで暮らしロシア・ソビエト連邦社会主義共和国作家同盟の書記を務めたが、1996 年にはサハリンに戻り出版活動を続けている。

2 代目議長エレメイ・エイピンは、1994 年から 1997 年まで議長を務めた。エイピンはハンティの作家、社会活動家である。ハンティ・マンシ自治管区にて 1948 年 6 月に狩猟を生業とする家族のもとに生まれた。8 年制学校を修了後、1967 年からバリエガンスクで狩猟や漁労を行った。1971 年にハンティ・マンシ教育学校を修了、1976 年にはモスクワのマクシム・ゴーリキー文学研究所を修了した。1976 年から 78 年まではテレビ・ラジオ放送に関するハンティ・マンシ管区委員会の通信員として働いた。1978 年からハンティ・マンシ自治管区の人民芸術科学・方法論センターの編集者を務め、ハンティの民話や民族学に関する調査を行った。文学活動は 1969 年

からはじめ、1981年にソ連作家同盟に加入した。作品のいくつかはスペイン語やハンガリー語に訳されている。また、社会活動家でもあり、ハンティ・マンシ自治管区議会の代表を務めた。

3代目議長セルゲイ・ハルチは、1997年から2012年まで議長を務めた。ネネツの政治・社会運動家で、現在はライボン年長者議会の代表である。1950年11月にヤマロ・ネネツ自治管区のターゾフスキーで生まれた。現地の中等学校、寄宿学校を卒業後、軍隊に従事し、大工、運転士、通信員として働いた。ズヴェルドロフスク高等党学校の通信学校を修了し、ソ連解体後の1997年にはロシア行政アカデミーを修了した。様々な社会活動を行っており、ヤマロ・ネネツ自治管区先住民組織の議長や現地行政の要職などを務めた。

4代目議長グリゴリー・レドコフは、2013年から議長を務めている。ネネツの政治家である。ネネツ自治管区にて1969年3月に生まれた。ロシア国立ゲルツェン教育大学(文化研究)、サンクトペテルブルク国立大学(法学)を修了後、ソ連軍に従事し、教育学研究者、ヤマロ・ネネツ自治管区の民族文化センター所長、ヤマロ・ネネツ自治管区議会の要職などを務めた。その後、2011年12月のロシア連邦議会下院国家院選挙ではドミートリー・メドベージェフを党首とする政権与党「統一ロシア(Единая Россия)」に推薦され、当選した。2016年9月のロシア下院選挙でもヤマロ・ネネツ自治管区から出馬し、小選挙区で当選した。

以上の議長、中核メンバーの経歴からは、どのような経歴の人物が先住民組織の指導者になるのかが分かる。1、2代目の議長は文学活動に携わっていた人物であった。これは、ソ連時代の北方少数民族政策で先住民族知識人の創出が図られたことが背景にあると考えられる。彼らはロシアの主流社会で高く評価される作家として、ペレストロイカ期には文学という形で先住民族の現在を発信する役割を担っており、リーダーとして社会運動を牽引する求心力があった。続いて、3、4代目の議長は社会・政治活動を担っており、文学に関連する経歴はない。これらの点を踏まえると、先住民族の指導者には、知識人世代の文学に基づく言葉から、より政治に基づく言葉が求められるようになっており、ライボンが関わるロシア連邦の先住民運動は政治運動としての性格を強めていったと考えられる。

### 3. ライポンの活動史

ここまで現在のライボンの特徴を明らかにしてきた。ライポンは集権的な組織体制で、政治運動に近い人物がリーダーシップをとり、組織分類としてはNGO的な性格を持ちながら法律、若者育成、出版など国内外で40の先住民族の代表として活動する全国レベルの先住民組織だということが分かった。では、ライポンはどのような経緯で現在のような組織に成長していったのだろうか。Sillanpää[2008: 47-62]とRohr[2014: 23-29]による活動の総括に依拠し、以下にその展開をまとめる。新聞記事やライボンが発行する雑誌『先住民族の世界』、1968年に人類学者によって設立された先住民族問題に関する国際ワーキンググループ(International Working Group on Indigenous Affairs. 以下、IWGIA)の報告書も参照する。



### 3.1. 活動前史

ライポン設立の背景には、環境破壊を不安視する先住民族知識人を中心にはじまった社会運動と、それを肯定的に受け止めソ連の立て直しを図ろうとした政治家の思惑という2つの側面がある。前者の例は、エレメイ・エイピンが1989年のモスクワニュースの記事でシベリアの土地を破壊したソ連の石油産業の誤りを力強い言葉で訴えた文章が挙げられる(注5)。エイピンのような知識人らを中心にソ連の産業開発と環境破壊に対する反発が活発化し、シベリアや極東各地で先住民組織が形成され、生活改善を訴える運動が展開された。1988年には先住民族の作家たちが北方少数民族(注6)の窮状を訴えた書簡をミハイル・ゴルバチョフ大統領へ送った。この書簡に基づき、作家の一人であるウラジーミル・サンギが北方少数民族の協会をつくることを提唱した。協会設立に向けて準備がすすめられ、1990年3月にモスクワのクレムリンで「北方少数民族議会」がひらかれ、ミハイル・ゴルバチョフ大統領をはじめとする政府官僚も出席した。同会にて「ソ連北方民族協会」が結成され、1993年の改名を経て現在のライポンの名称になった[Соколова 1995 : 142][АКМНСС и ДВ РФ 2021 (g)](注7)。

この1990年の議会を第1回目とし、ライポンは2021年までに全9回の議会を開催した。全9回の議会の開催年月日、場所、参加した代表者の人数は表3の通りである。表から分かるのは、ライポンが初期から現在まで恒常的に300人を超える代表者を一か所に集約できたことである。以下では、既存の報告書の情報を整理し、第1回から第9回目の議会の特徴とその期間の主要な活動について記す。

表3 第1～9回議会一覧

#	年月日	場所	人数	典拠
第1回	1990年3月30-31日	モスクワ	341	[АКМНСС и ДВ РФ 2015]
第2回	1993年11月	モスクワ	—	[Sillanpää 2008 : 51]
第3回	1997年	—	—	[Sillanpää 2008 : 51]
第4回	2001年4月12-13日	モスクワ	335	[АКМНСС и ДВ РФ 2001]
第5回	2005年4月12-13日	モスクワ	333	[АКМНСС и ДВ РФ 2005][IWGIA 2006 : 51]
第6回	2009年4月23-24日	モスクワ	330	[АКМНСС и ДВ РФ 2009(a)][IWGIA 2010 : 44]
第7回	2013年3月28-29日	サレハルド (ヤマロネネツ自治管区)	360	[АКМНСС и ДВ РФ 2013][IWGIA 2014 : 28]
第8回	2017年3月24日	サレハルド	371	[АКМНСС и ДВ РФ 2017]
第9回	2021年4月4-8日	サレハルド	—	[АКМНСС и ДВ РФ 2021 (h)]

### 3.2. 第1～4回議会——強大な組織としての成長(1990～2004年)

先述の1990年3月の第1回議会の参加者は341人で、26の北方少数民族の代表と共産党のメンバーが参加した。参加者は知識人や文化人、芸術分野の人々が中心で、狩猟や漁労、トナカイ牧畜を営む人々はほとんどいなかった[Dahl 1990 : 14]。第1回議会ではウラジーミル・サンギが議長に就任した。同年10月には北方少数民族の社会環境の悪化を訴え、政府に1989年採択の先住民族の権利に関する国際労働機関(ILO)第169号条約を批准すること、ライポン(当時はソ

連北方民族協会)に国家と同等の法的地位を与えること、北方少数民族に関する法律を制定すること、北方少数民族の政治的、経済的権利の保障や基金を設立することなどを訴えた。また、サンギは植民地政策や核実験による環境汚染の批判、北方領土がアイヌ民族に返還されるべきだという発言もしている[篠原 1993 : 84]。

第2回議会はモスクワ郊外のホテルで行われた。議長選挙ではハンティの作家であるエレメイ・エイピンが選ばれた。エイピンの任期中、ライポンは社会政治運動(общественно-политическое движение)として登録され現在の組織名称に改名し、モスクワに恒久的なオフィスを構えるに至った。エイピンは国際レベルでの活動を続け、1996年10月の北極評議会設立の際、先住民族をオブザーバーから常時参加者へと昇格する憲章に署名した。これによりロシアの先住民族は北極圏政治の意思決定主体の一員となった。

1997年に開催された第3回議会では、ネネツのセルゲイ・ハルチが第3代議長として選ばれた。これは、2代目議長のエイピンと、ウデへの活動家バヴェル・スリンジーガを破っての当選だった。議長選出後、ハルチは幅広い層から支持を獲得し、さまざまな非政府組織を通して他国からの資金援助を得はじめた。これにより、ライポンはモスクワのオフィスに専門家や先住民族リーダーを常勤職員として配置することができるようになり、ロシア全土に広がる約30の先住民組織の連合体として力を持つようになった[Sillanpää 2008 : 51]。また、1999年4月から2001年5月にかけて先住民族政策の基盤を成す3つの連邦法が採択された(注8)。特に1999年の法律により先住少数民族という法律用語が確立し、以後、権利主体としての先住民族を表す主要な用語として普及していった。

第4回議会もハルチが再び議長として当選した。この期間に行われた重要な行動の1つに、ライポンの組織理念の文書化がある。A4用紙約1頁分にまとめられた理念は、「私たち、北方、シベリア、極東の先住民族は……」という書き出しで始まり、先住少数民族が信じるもの、知っていること、望んでいることが箇条書きで述べられている[АКМНСС и ДВ РФ 2001 : 39]。その内容は、人の手による環境破壊を非難し、自然との共生を説き、環境の保護者として先住民族の権利の保護や持続的な発展の促進を強調するものであった。この文書は第4回議会で承認され、ライポンの行動指針と基本的原則、ライポンの代表する先住少数民族の集団的な思想を示すものとして引用されるようになった。結果、ライポンの思想を支持する人々が国内外から集まることでライポンの活動基盤はより強固なものとなった[Sillanpää 2008 : 53]。

以上の変遷からは、1990年から2004年にかけてライポンの国際的な舞台で活動し、組織専用のオフィスとスタッフを常設、常勤できるほどの資金を得、地方先住民組織の連合体として成長していったことが分かる。設立約10年でロシア各地に住む先住民族の声と資源を動員し、先住民族の代表として関係機関と交渉するような集権的組織になったライポンだが、続く第5回から第9回議会では、その集権化の方向が政府と対等な交渉を志すものから、政府への従属的な関係をうかがわせるものへと変容していく様子が見て取れる。

### 3.3. 第 5～9 回議会——政府との対等な関係から従属的な関係へ (2005～2021 年)

第 5 回、第 6 回議会でもハルチが議長として再選を果たした。第 5 回議会の前後にライポソが積極的に取り組んだのは、先住権に関する法案の作成・提案であった。特に、天然資源開発が進む中でいかに先住民族の権利を保護するかが目下の関心となり、ライポソは各地の社会運動へ加勢した。例えば、サハリソ州では石油パイプラインの建設をめぐる現地の先住民族集団と資源開発企業が対立していたが、現地の先住民族の指導者たちはコミュニティを団結させることができず、行政や企業と本格的な交渉を行うことができずにいた[Суляндзига 2005 : 15]。2004 年 12 月、ライポソの第一副議長(当時)のパヴェル・スリンジーガが交渉に参加し、サハリソの先住民族たちの要求を含めた覚書草案が作成され、資源開発企業、現地行政に送られた。しかし、両者から返信がなかったため、サハリソの先住民族組織の代表は抗議活動をすることを決め、ライポソもそれを支持した[Мурашко 2005 : 113]。結果、2005 年の夏に当該企業との交渉のなかで先住少数民族の発展を支援する計画書が作成された。2006 年 5 月には現地の先住民族、行政、企業の三者間で合意書が締結され、サハリソの先住民族の発展に対し 2006 年から 2011 年までの約 5 年間、企業が年間約 30 万米ドルの資金を提供すること決めた[Мурашко 2006 : 91]。その後もライポソは先住民族の需要や伝統に合わせた法案の作成、既存の法案の改正を求めて政府に働きかけ、伝統的自然利用領域の制定に関する合法性の評価や、開発地域で民族学評価を実施するための組織化を支援した(注 9)。その一環として地方の情報ネットワークを強化、拡大するために若者への注目が高まり、2009 年 4 月 21 日にモスクワで初の先住民族の若者を対象としたフォーラムが開かれた。その 2 日後開催の第 6 回議会では、先住民族の若者の重要性や社会経済問題を解決する必要性が強調され、ライポソが出版する雑誌で特集が組まれている[АКМНСС и ДВ РФ 2009(b) : 2010]。

ライポソの活動に対して政府による法的な監視が強化されるようになったのは 2010 年からである(注 10)。2010 年初頭、司法省によりライポソの活動に関する監査が実施され、2 つの問題点が指摘された。1 つは、ライポソのロゴが正式に登録される必要を説くものである。もう 1 つは、ライポソの付属定款に地方支部代表者一覧が記載される必要を説くものであった。2011 年 4 月、ライポソは臨時議会を開催し、正式にロゴに登録することと登録文書に地方代表者一覧を含めることを決めた。この決定に対し、司法省はロゴの登録決定を受け入れた一方、地方支部代表者一覧に関する決定の登録は拒否した(注 11)。その後も登録が試みられるも失敗に終わったため、司法省はライポソの組織綱領が連邦法に矛盾しているとし、2011 年 11 月 1 日に政令(第 2332-r 号)「ライポソの活動停止についての決定」を出した。政令では、ライポソの活動を 2012 年 11 月 1 日から 2013 年 4 月 20 日まで停止させるという処置がとられた。停止期間には第 7 回議会の開催日(2013 年 3 月 28 日～29 日)も含まれており、各地の先住民族の間で混乱が生じた。ライポソは活動を再開するため、2013 年 1 月にモスクワで臨時集会を開催した。活動再開にあたっては司法省の求めに応じて組織綱領を改正する必要があるとあり、臨時集会では、議長を選出する際は投票数の 3 分の 2 以上を得ることを必須条件とする規則等が新たに追加された[Rohr 2014 : 28]。

先の臨時集会を経てライポンの活動は再開され、開催が危ぶまれていた第7回議会も無事開催されることになった。開催場所はヤマロ・ネネツ自治管区の都市サレハルドで、自治管区の有力者の支援により無料の貸切飛行機、宿泊施設、会議室などが代表者に提供された。しかし、当議会は波乱に満ちたもので、4代目議長の選挙をめぐる騒動がおきた。その詳細をIWGIAのレポートに基づき記すと次のようになる[IWGIA 2014: 30-31]。

当時、ロシア連邦政府によりライポンの活動が停止されたとき、3代目議長ハルチは議長として続投する意思のないことを示していた。そのため、第7回議会では、議長職をめぐるチュコトカの先住民活動家アンナ・オットケと、当時のライボン第一副議長だったウデへのパヴェル・スリンジーガ、そしてネネツの政治家グリゴリー・レドコフが争った。次期議長として最有力視されていたのは、スリンジーガだった。一方、レドコフは先住民運動の知名度は低いものの、ロシア連邦下院のメンバーで政府に支援されていた。

第1回、第2回の投票では、スリンジーガが190票、200票と大多数の得票を得、レドコフの139票、153票を上回ったが、当選者とはみなされなかった[Газета «Экспресс Камчатка» 2013]。というのも、3分の2以上の得票率を当選者に求めるという組織の新しい規則があったからだ。スリンジーガの得票率が明らかにレドコフを打ち負かしているにもかかわらず、レドコフは立候補を断念しなかったため行き詰まりが生じた。その時点で、投票の場にいた報道陣は部屋から立ち退かされ、ドアが閉じられたまま選挙は続行された。数分後、スリンジーガは選挙から身を引き、レドコフが唯一の候補者となることが公表された。その突然の報告と不可解さに反発した多くの先住民代表者はストライキを起こしたが、レドコフは最終的に新しい議長となった。

2013年のレドコフの当選後、ライポンのスタッフは一新された。レドコフの任期中、IWGIAなどの国際機関はライボンが先住権の保障に関して問題のある文書を承認した等の報告を複数挙げており、否定的な側面を訴えるものが多い[IWGIA 2020: 562-563; 2021: 551-552]。一方、ライボン側からの情報発信として雑誌『先住民の世界』がある。同誌はレドコフ議長のインタビュー特集を度々組んでおり、例えば2015年のインタビューでは、ライポンの活動の方向性として法律業務に力をいれることや国際社会との関係強化に力をいれることを強調している[Ледков 2015: 12-15]。特に法律分野では、土地、水、森林などの資源利用が開発者に有利な形で進められるようになっており、伝統的な経済活動、伝統的な居住地などの定義を明確にする必要があること、パスポートの民族籍記載廃止により先住少数民族であることの証明が難しくなり、年金の受給や狩猟権にアクセスしにくくなっていること等を問題視していた。2017年の活動総括によると、これらの改善を求める提言をしていることが分かる[АКМНСС и ДВ РФ 2017: 69-70]。その他にも、先住民の若者の活動を支援するために若者評議会が設立されたり、文化事業を強化する活動がすすめられた。後者は、第二次世界大戦の独ソ戦の北方少数民族の偉業をテーマにしたドキュメンタリー映画『北方の騎兵隊』の作成や、先住少数民族の現代作家を見だし文学を振興する目的で詩やエッセイのコンクールを開催し『シベリアの声』として出版する



事業等が挙げられる[АКМНСС и ДВ РФ 2017 : 86-87]。このようなレドコフ議長の施策が功を奏したのか、2017年の議長選挙(第8回議会)は、371人中368人がレドコフの支持を表明して再選するなど、レドコフ議長は圧倒的な支持率をみせている[АКМНСС и ДВ РФ 2017 : 65]。2021年の第9回議会もレドコフが3期目の再選を果たしたが、これについては参加者数や投票数などは確認できておらず、今後の資料と報告書の公開を待ちたい。

他方、レドコフ当選後の新しい現象として、ライボンから分離する形で新しい先住民組織が誕生している。一例に、非政府、非階層的な独立した専門家集団を謳ったアボリゲン・フォーラムや[IWGIA 2015 : 34]、公的機関への要請や陳情を放棄し、独自に活動するヤマル半島の「ツンドラの声」のような地方グループが挙げられる[マゴメドフ 2020 : 172]。例えば、アボリゲン・フォーラムは2014年に設立された。22の先住少数民族の専門家で構成され、先住民族に関する基本的な法律の改正に伴う不備の指摘や法改正の提案を行っている。アボリゲン・フォーラムは2018年3月8日に民族学評価の概念に対する反対意見を民族担当庁(Федеральное агентство по делам национальностей、通称 ФАДН)に送った。アボリゲン・フォーラムの意見書では、2018年2月22日に公開された連邦法「ロシア連邦の民族学評価」の草案について、「ロシア連邦市民の民族文化遺産の統一リスト」が導入されることで、民族学評価を実施できる地域が大幅に制限される計画であること、それにも関わらず、リストの内容が法案で説明されていないこと、先住民族に関する言及がないことが批判されていた[Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Республики Саха (Якутия) 2018]。この点について、ライボンの第9回議会で採択されたロシア連邦議会宛ての提言では、連邦法「地下資源について」(1992年2月21日、第2395-1号)において先住民族の伝統的な生業活動の場で工業開発をする際は民族学評価を必須とする条件を追加する旨が記されたが、民族学評価の概念や内容に関する言及は含まれていなかった[АКМНСС и ДВ РФ 2021 (a) : 6]。

以上のように時系列的にライボンの活動を見てみると、ライボンが連邦内の先住民族の権利に対して法的・社会運動的なアプローチを活発に行ってきたことが分かる一方、2010年を境に政府との亀裂が表面化し、政府のライボンへの介入が徐々に高圧的になっていく様子も確認できた。特に活動停止後に開かれた第7回議会の選挙時の騒動は、ライボンの成長が誰に利益のある形で行われているのかが問われるものであった。他の有力候補者の得票率が高いにも関わらず、ロシア政府から支援された候補者が議長の座を得たことは、ライボンがロシア連邦政府に従属的な関係にあるのではないかと推測せざるを得ない。また、ライボンのような政府と強い繋がりをもつ組織への反発を背景に、集権とは異なる構造をもつ組織が登場していることも分かった。分権的な組織や公的機関への陳情自体を放棄した組織の出現は、ライボンを基盤に形成された先住民族コミュニティが分離し、ライボンを通さずに権利運動を展開する希求が強まっていると考えることができる。しかし、これらの新しい組織の主張をライボンがどのように受けとめ、提言に反映しているのか、反映していないのかは断片的な情報しか得られず、今後さらに検討する必要がある。



4. 雑誌からみるライポンの活動

では、これらの変遷のなかでライポンの活動の性質はどのように変化したのか。今回はライポン発行の雑誌資料(『先住民族の世界——生きている北極(Мир Коренных Народов - Живая Арктика)』)の内容構成や協力者の表面的な変化を通してその一端をみてみたい。

4.1. 雑誌『先住民族の世界』とは

『先住民族の世界——生きている北極』は、ロシア連邦の先住民族を対象にライポンが発行する情報雑誌である。本誌は、「各地の先住民族の間で日々起こっている問題を議論する共通の素材」となることを目的に1999年に創刊された。想定する読者は「狩猟者、トナカイ飼育業者、漁夫、採集者、自然や伝統的な自然利用との唯一無二の調和的な相互関係を維持する人々」だけでなく、「都市に住み、学問、創作、企業や工場などで仕事を営む人々」や「私たちの間で冗談として「アス

表4 『先住民族の世界』基本情報(1~35号)

巻号	1	2	3	4	5	6-7	8	9-10	11-12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
出版年	1999	2000		2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007		2008		2009			2010		2011	2012	2013	2014	2015	2015	2016	2017	2021				
発行部数	1500	—																2500	—		2500					—		1000	2000								
ページ数	61	68	80	82	69	108	88	102	134	132	140	138	128	152	80 (欠)	126	124	142 (欠・目次)	110	110	92	118 (欠・目次)	114	148	108	122	112	171	104	121	137	181					
主な編集者	バヴェル・スリンジーガ オリガ・ムラシユコ																不明	1-20号と同じ		ボリス・ネクラソフ		1-20号と同じ		不明		1-20号と同じ		グリゴリー・レドコフなど									
発行協力	Grid-Arendal, IWGIA																不明	IWGIA, EU		なし		IWGIA		不明		IWGIA		IWGIA、ヤマロ・ネネツ自治管区		31~34号：記載なし 35号：《Просвещение》出版 (サンクトペテルブルク)							
主な目次	①出来事と考察																	②先住民族のための国内および国際的な法規範		③権利の保護		④先住民族と石油/環境		⑤歴史と人生		読者の手紙		記念日		議長インタビュー		活動25周年を記念した内容		第8回議会の報告		活動30周年を記念した内容	
	出来事と考察 (События и размышления)																	先住民族のための国内および国際的な法規範 (Национальные и международные правовые нормы для коренных народов)		権利の保護 (Защита прав)		先住民族と石油/環境 (Коренные народы и нефть/Коренные народы и окружающая среда)		歴史と人生 (История и жизнь)		読者の手紙 (Письма читателей)		記念日		議長インタビュー		活動25周年を記念した内容		第8回議会の報告		活動30周年を記念した内容	
	出来事と考察 (События и размышления)																	先住民族のための国内および国際的な法規範 (Национальные и международные правовые нормы для коренных народов)		権利の保護 (Защита прав)		先住民族と石油/環境 (Коренные народы и нефть/Коренные народы и окружающая среда)		歴史と人生 (История и жизнь)		読者の手紙 (Письма читателей)		記念日		議長インタビュー		活動25周年を記念した内容		第8回議会の報告		活動30周年を記念した内容	
	出来事と考察 (События и размышления)																	先住民族のための国内および国際的な法規範 (Национальные и международные правовые нормы для коренных народов)		権利の保護 (Защита прав)		先住民族と石油/環境 (Коренные народы и нефть/Коренные народы и окружающая среда)		歴史と人生 (История и жизнь)		読者の手紙 (Письма читателей)		記念日		議長インタビュー		活動25周年を記念した内容		第8回議会の報告		活動30周年を記念した内容	
	出来事と考察 (События и размышления)																	先住民族のための国内および国際的な法規範 (Национальные и международные правовые нормы для коренных народов)		権利の保護 (Защита прав)		先住民族と石油/環境 (Коренные народы и нефть/Коренные народы и окружающая среда)		歴史と人生 (История и жизнь)		読者の手紙 (Письма читателей)		記念日		議長インタビュー		活動25周年を記念した内容		第8回議会の報告		活動30周年を記念した内容	

\* 18号はインターネット上では80ページまでしか公開されていないが、目次から判断するとそれ以上のコンテンツがある。全体のページ数は不明。

ファルトのアボリジニと呼ばれている人々」、若者や女性など多岐にわたる[АКМНСС и ДВ РФ 1999 : 3]。

本誌の意義は、ソ連解体後、全国レベルで先住民族の声を継続的に代弁してきた唯一の雑誌だという点である(注 12)。この雑誌は、ソ連解体後の先住民族の主張を全国レベルでまとめ可視化する役割を担ったものであり、現代ロシアの先住民運動の展開を知る上でも資料的な価値があると言える。表 4 に本誌の巻号と出版年、発行部数、ページ数、主な編集者、発行協力者、主な目次をまとめた。本誌は全部で 35 号あり、ほぼ全てロシア語で書かれている。1999 年に初号を発行し、以降、2021 年まで基本的に 1 年に 1 回から 3 回のペースで発行されている。出版地はモスクワで、発行部数は 1000~2500 部だが 35 号中 29 号分がインターネットで無料公開されており、誰でもアクセスできる状況になっている(注 13)。

#### 4.2. 内容構成と編集者の変化

表 4 をみると、『先住民族の世界』はライポンの活動が停止命令を受けた 2012 年以降、主な目次(内容)が変化していることが分かる。27 号(2011 年)までは比較的定型化した目次で、当時の第一副議長パヴェル・スリンジーガと IWGIA モスクワ支部職員のオリガ・ムラシユコを編集者とし、①「出来事と考察」、②「先住民族のための国内および国際的な法的規範」、③「権利の保護」、④「先住民族と石油(または先住民族と環境)」、⑤「歴史と人生」を基本的な内容構成としていた。①は雑誌の刊行時点のライポンの活動を総括したもの、②は先住民族に関する国内法、国際法の動向や概念の紹介、③は先住民族が抱える問題を地域の事例として具体的に取り上げ、その法的な対処法を示すもの、④は先住民族の資源利用に関する問題を取り上げるものである。⑤は個人史や民族史を中心に、各地の先住民族がどのような歴史を歩んできたのかを取り上げている。また、創刊号から 19 号(2006 年)まで掲載された「読者の手紙」コーナーには、地方に住む先住民族がライボン宛てに窮状を訴え助けを求める手紙や、ライポンの活動に対する感謝の手紙が原文のまま載せられている。いくつかの手紙には編集者からの返信がつくほか、手紙の内容をうけ、ライボンが行政に問題を訴えた際の手紙や、それに対する行政からの返信も掲載されるなど、誌面上でライボンが地方の先住民族の言葉を法律用語や行政用語に言い換え、行政や企業と交渉する姿を確認できる[是澤 2021]。この姿は③④にも共通しており、地方の先住民族と現地行政や企業の仲介者としてのライポンの役割が全面に出ている。続く第 28、29 号(2012、2013 年)は、法律やトナカイ牧畜、第 7 回議会に関する特集が組まれた。第 30 号(2014 年)からは編集者が新議長のグリゴリー・レドコフに変わり、従来の構成を引き継ぐことなく、号ごとに特集内容や項目が異なっていることが分かる。特徴としては、巻頭にレドコフ議長のインタビューが付き、法律や地方の権利問題に関する特集や議会の内容を報告する特集が組まれている。先の①から⑤の構成にあてはめるとすると、30 号以降は①のライポンの事業報告の比率が大きくなり、そこが議長の活動方針の説明といった一方的な情報発信の場になる傾向にあることが分かる。

#### 4.3. 協力者の変化——国際機関から国内組織へ（1999～2021年）

『先住民族の世界』では多くの場合、発行協力者が記載されている。まず、第2号(2000年)から第20号(2007年)では、協力者はGRID-ArendalとIWGIAといった国際組織だった。GRID-Arendalは、1989年に国連とノルウェー内閣の合意のもと設立された環境団体で、「前向きな変化を促す環境知識を創造する」ことを目的にコミュニケーションサービスの提供などを行っている。また、IWGIAは1968年に人類学者によって設立された国際ワーキンググループである。各地の先住民族の状況を記録し、彼らの権利の改善を提唱する研究者と人権活動家とのつながりを確立することを目的に、出版物や文書作成、権限付与、アドボカシーを主な業務としている。

第22号(2009年)から第29号(2013年)にかけては、先のGRID-Arendalの記載はなくなりIWGIAが中心となる。また、時には第28、29号のヤマロ・ネネツ自治管区政府の支援がみられる。第30号(2014年)以降は発行協力者の記載がなくなり、第35号で国内企業が協力者として記載されている。これらの傾向をまとめると、①第2号(2000年)から第20号(2007年)までの国際的な団体の協力を受けていた時期、②第22号(2009年)から第29号(2013年)までの国際的な団体とロシア連邦内の行政からの支援を同時に受けていた時期、③第30号(2014年)以降の発行協力者を記載していない／国内企業の協力を受けている時期の3つの時期に分類できる。特に②から③の変遷は、『先住民族の世界』への協力者から国際的な組織が姿を消したことを表している。

その理由はいくつか考えられる。まず、2013年の第7回議会の際に新議長選出をめぐる内部混乱がおき、ライポンに対する国際的な批判と不信感が高まったこと、そして、ロシア連邦で2011年7月に外国エージェントに関する法案が通過したことである[Правительство России 2012]。特に後者は、司法省に登録された社会団体が外国からの資金を受け入れることに対して規制を敷くよう修正したもので、外国からの資金を受け、政治的活動に従事する組織は「外国エージェントとして機能する組織」として司法省に登録する義務があるとされた。当法令により、資金を受けられるのはロシア愛国主義から歓迎されるような文化的・イデオロギー的な活動に限られていき、以前は国際機関の資金的援助に大きく依拠していた社会団体は、次第に内容や援助者を変更せざるを得なくなったと考えられる。事実、ライポンの組織綱領に記載されている財源の内容にもこの傾向が現れている。組織綱領の2005年版と2017年版の第6条第1項を比較すると、2005年版ではライポンの資金源は「ロシア連邦および外国のあらゆる形態の所有者の個人および法人の自発的な寄付」という記載がある[АКМНСС и ДВ РФ 2005 : 77]。一方、2017年版では2005年版にあった「外国...の自発的な寄付」という文言が削除されている[АКМНСС и ДВ РФ 2017(1990) : 17]。

以上のように、先に述べた新体制の変化はライポンが発行する雑誌にも表れていることが『先住民族の世界』の目次や協力者の変化を通して明らかになった。2011年までの目次では地方の先住民族と行政、企業、ライポンが議論を交わす姿を読み取れるが、それ以降の目次からは一方向的な情報発信の場になっている印象を受ける。また2012年以降、雑誌への協力は連邦政府や連

邦内の自治管区も行うようになり、2014 年以降はかつて協力していた IWGIA やその他の国際組織は発行協力者として記載されなくなった。2011 年の外国エージェントに関する法案通過や 2013 年の第 7 回議会に対するヤマロ・ネネツ自治管区行政の大々的な支援などを踏まえると、ライポンの協力者は、国際的な組織から国内の行政や企業へと変わっていったと考えられる。

## 5. まとめ

本稿はライポンの組織としての特徴と活動の変遷を明らかにしようとしてきた。本稿で明らかになったのは、現在のライポンは集権的で、政治運動に近い人物がリーダーシップをとり、組織分類としては NGO 的な性格を持ちながら法律、教育、出版など国内外で活動する全国レベルの組織だということである。活動史からは、設立当初から 300 人を超える先住民族代表者を集約できる求心力があったこと、約 30 年間の活動を通してオフィスや常勤スタッフをおけるほどの規模に拡大し集権的な組織として成長していったことを確認した。加えて、外部権力の影響を受けながら政府への従属を思わせるような組織へ変容していった可能性を指摘した。

これらの特徴をみる限り、現在の政府はライポンの運営に強い影響力をもっていると考えられる。政府の先住民運動への圧力が強くなるという傾向は、ペレストロイカ期や 1990 年代の先住民族の地方分権や文化復興、先住権重視の諸制度の実現を国家的に推進する動きと比べると、大きく異なる特徴だと言える。この傾向は、2000 年代以降の政府の中央集権化による監視体制の強化と地方自治の縮小により、地方分権、先住権重視的な要素がそぎ取られる傾向にあるとした高倉[2017: 302]の結論と重なる部分が多い。つまり本稿で示したのは、国家の中央集権的な政策が 2010 年代以降も強化されつづけ、ついにはロシア連邦の先住民族を代表する全国レベルの組織の活動やメンバーの性質を変えてしまい、大規模な組織から分離する人々、組織をつくらぬ人々など新たな形の社会運動の誕生につながった事例だったと言えよう。しかし、本稿ではライポンの雑誌の目次や発行協力者といった表面的な変化でしか新体制の性質を確認しておらず、論証するには更なる分析が求められる。今後は、雑誌記事の内容分析や新しく結成された先住民組織やコミュニティとの比較を通して、どのような主張がライポンの主張になるのか、ライポンを通した先住民族の主張のうち、何が実現され、何が実現されなかったのかを実証する必要がある。また、これらの論点がロシアの市民社会論(例えば[Crotty 2009])とどのような接点を持つのかについても考えていきたい。

最後に、匿名の査読者より大変有益なご意見を頂戴した。記して感謝する。

## 注

- (1) 例えば2019年11月6日、モスクワ市裁判所により地域間社会団体「北方先住少数民族支援センター」の閉鎖が決定された[Центр Содействия Коренным Малочисленным Народам Севера / Российский Учебный Центр коренных народов Севера(ЦСКМНС/РИТЦ) 2019]。同センターは、2000年に「ロシア連邦北方先住民族の制度的構築に関するカナダ・ロシアプロジェクト」の一環で設立された。タイミル、トムスク、ヤクーツクに支部をもち、国際機関と協働して先住民族の経済や持続可能な発展に関する書籍の出版や教育活動などを行ってきた。
- (2) 47民族一覧は、本稿末付録のA列を参照のこと。
- (3) ロシア連邦には先住少数民族以外にも国際連合のゆるやかな定義の条件を満たす民族があり、潜在的な先住民族と法律で定義された先住少数民族との関係は時間的、場所的な状況により異なる。この点については、例えば伊賀上[2008]を参照のこと。なお、ライポンは41の民族を代表していた時期もあった。この41という数は、政府が認定する北方、シベリア、極東に居住する先住少数民族(40集団、本稿付録F列)に、コミ共和国のイジュマ・コミを足した民族数だと考えられる[Rohr 2014: 8]。
- (4) 基盤的な3つの連邦法とは、下記のものである。I. ロシア連邦の先住少数民族の権利保障に関する法律(1999年4月30日、第82-FZ号)、II. ロシア連邦の北方、シベリアおよび極東の先住少数民族のオブシーナ組織の基本原則に関する法律(2000年6月20日、第104-FZ号)、III. ロシア連邦北方、シベリアおよび極東の先住少数民族の伝統的自然利用領域の利用に関する法律(2001年5月7日、第49-FZ号)。
- (5) 当時のエイビンの文章を、Rohrの英訳から一部引用する。「なぜ彼らはトウヒの木立を切り、幹を積み上げ、腐るまで放置するのだろうか。なぜ掘削者はかき乱された大地と、鉱物が隠された山の断片を放置するのだろうか。なぜ彼らの機械は小さい川を砂の堆積で詰まらせ、漁師が魚を捕るのを妨げるのか。そして最後に、なぜ彼らは大地から石油を汲みだし、アガン川に石油を放流し、川の生命を殺してしまうのか。あなたは石油をすくいあげるが、どこに保管するのだろうか。また地球に戻すことができるのだろうか」[Rohr 2014: 23]。
- (6) 1999年採択の連邦法(注4)で法的な用語として成立した「先住少数民族」の大部分は1920年代に保護政策の対象としてカテゴリー化されており、「(малые) народности Севера」、「малые народы Севера」、「малочисленные народы Севера」など様々な名称で呼ばれてきた[吉田 2018: 74-75]。ここでは「先住少数民族」が法律用語として成立する前の時期については、用語が混用されていた事実を踏まえ、便宜的に「北方少数民族」を用いている。尚、1925年にカテゴリー化された北方少数民族一覧は、本稿末付録のD列を参照のこと。
- (7) 1990年から93年の間は、ライポンの他にも国際レベル、全国レベルの先住民組織が活動を始めていた[Rohr 2014: 24-25]。特に全国レベルの組織の中には、政府への政策提言を目的とする組織も出現したが、ソ連解体を受け瓦解し、結果的に全国レベルの組織はライポンのみになった。しかし、これらの衰退した組織からエイビンのような先住民運動の著名な指導者が生まれていった[Sillanpää 2008: 50-51]。
- (8) 注(4)を参照のこと。
- (9) 民族学評価とは、先住少数民族、地域住民の立場に立った開発の影響評価を指す。先述の1999年の連邦法第1条第6項に「少数民族の固有の居住環境並びに社会文化的状況の変化がエトノス(民族)の発展に及ぼす影響に関する科学研究」として民族学評価が定められて以降、資源開発企業は住民側からこの評価を求められるようになったが、その意味についての法的な整備は進んでいなかった[高倉 2017: 305]。
- (10) 第6回議会の決議案作成時に、特定の表現をめぐってライポンの政府との間に衝突が起こったともされる[Rohr 2014: 27]。
- (11) 当時の第一副議長パヴェル・スリンジーガは、プーチン大統領宛てにライポンの活動停止の取り下げを求める声明を送った[Центр по сохранению и развитию традиционной культуры коренных малочисленных народов Севера «Кыхкых» («Лебедь») 2012]。司法省が地方支部代表者の登録を拒否した詳細な理由は現段階では不明である。
- (12) 全国レベルの先住民族の雑誌は、本誌とその前身であった雑誌(『生きている北極』(1997~2000年))以外、確認できていない。
- (13) インターネット上で無料公開されているものは、第4、9~10、14、15、23号を除く号。なぜこれらの号が公開されていないのかは不明である。



## 引用文献

(ウェブサイトの最終閲覧日は全て 2021 年 9 月 25 日)

## 【日本語】

伊賀上菜穂

- 2008 「ロシア連邦におけるロシア人サブグループをめぐる昨今の状況——民族の境界と「権利」の諸相」、佐々木史郎、高倉浩樹(編)『ポスト社会主義人類学の射程』(国立民族学博物館調査報告 78)、225-266 頁、大阪：国立民族学博物館。

井上絃一

- 1995 「北方少数民族協会」、松原正毅、NIRA(編)『世界民族問題事典』、1052 頁、東京：平凡社。

カムルル・ホサイン(著)、森脇可南(訳)

- 2018 「北極法秩序における先住民族と規範形成」、稲垣治、柴田明徳(編)『北極国際法秩序の展望——科学・環境・海洋』、209-224 頁、東京：東信堂。

是澤櫻子

- 2021 「どんな言葉を求めるか——ロシアの先住民組織の視点から」[K]001、38-40 頁、京都：Knit-K。

佐々木史郎

- 2003 「ロシア極東地方の先住民族のエスニシティと文化表象——アムール川流域における先住民族村落の民族資料館の展示を中心として」、瀬川昌久(編)『文化のディスプレイ——東北アジアにおける博物館、観光、そして民族文化の再編』(東北アジア研究センター叢書 9)、49-68 頁、仙台：東北大学東北アジア研究センター。

篠原ミカ

- 1993 「ロシア北方の先住民族」『外国の立法』32(2, 3)、77-85 頁、国立国会図書館調査及び立法考査局。

高倉浩樹

- 2017 「先住少数民族の権利と資源環境問題——ポスト社会主義ロシアへの一視角」、宇山智彦(編)『ロシア革命とソ連の世紀 5 越境する革命と民族』、289-314 頁、東京：岩波書店。

マゴメドフ、アルハバン

- 2020 「ロシア極北の資源開発と先住民問題——「ヤマルのパラドクス」の分析を中心に」『地域研究』20(1)、161-181 頁、地域研究コンソーシアム。

吉田睦

- 2009 「ロシア・西シベリアにおける石油・天然ガス開発とトナカイ牧畜民」、岸上伸啓(編)『みんぱく 実践人類学シリーズ 7 開発と先住民族』、35-60 頁、東京：明石書店。

- 2018 「シベリア史における先住民の成立——先住民概念と用語について」、永山ゆかり、吉田睦(編)『アジアとしてのシベリア ロシアの中のシベリア先住民世界』、66-81 頁、東京：勉誠出版。

## 【英語】

Crotty, Jo

- 2009 Making a difference? NGOs and Civil Society Development in Russia. *Europe-Asia Studies* 61 (1): 85-108.

Dahl, Jens

- 1990 *Indigenous Peoples of the Soviet North* (IWGIA Document 67). Copenhagen: IWGIA.

Dennis A. Bartels and Alice L. Bartels

- 1995 *When the North Was Red: Aboriginal Education in Soviet Siberia*. London: McGill-Queen's University Press.

IWGIA

- 2006 Russian Federation, *The Indigenous World 2006*. Copenhagen: IWGIA.

- 2010 Russian Federation, *The Indigenous World 2010*. Copenhagen: IWGIA.

- 2014 Russian Federation, *The Indigenous World 2014*. Copenhagen: IWGIA.

- 2015 Russian Federation, *The Indigenous World 2015*. Copenhagen: IWGIA.

- 2020 Russian Federation, *The Indigenous World 2020*. Copenhagen: IWGIA.

- 2021 Russian Federation, *The Indigenous World 2021*. Copenhagen: IWGIA.

Pika, Aleksandr

1999 *Neotraditionalism in the Russian North: Indigenous Peoples and the Legacy of Perestroika*. Seattle and London: Canadian Circumpolar Institute, Edmonton University of Washington Press.

Rohr, Johannes

2014 *Indigenous Peoples in the Russian Federation* (IWGIA Report 18). Copenhagen: IWGIA.

Slezkine, Yuri

1994 *Arctic Mirrors: Russia and the Small Peoples of the North*, New York: Cornell University Press.

Sillanpää, Lennard

2008 *Awakening Siberia: From Marginalization to Self-Determination: The Small Indigenous Nations of Northern Russia on the Eve of the Millennium* (Acta Politica 33). Helsinki: University of Helsinki.

United Nations

2007 *United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*.

[https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2018/11/UNDRIP\\_E\\_web.pdf](https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2018/11/UNDRIP_E_web.pdf)

Vakhtin, Nikolai

1994 Native Peoples of the Russian North. *Polar Peoples: Self Determination and Development*. London: Minority Rights Group: 29-80.

### 【ロシア語】

Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Республики Саха (Якутия)

2018 Отзыв Абориген-Форума на новую концепцию этнологической экспертизы, предложенную ФАДН.

<http://yakutiakmns.org/archives/8883>

АКМНСС и ДВ РФ: Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации

1999 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 1

2001 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 6-7

2005 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 18

2009 (a) Мир Коренных Народов – Живая Арктика 22

2009 (b) Мир Коренных Народов – Живая Арктика 23

2010 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 24

2013 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 29

2015 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 31

2017 Мир Коренных Народов – Живая Арктика 34

2017 (1990) Устав Общероссийской общественной организации «Ассоциация коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации» (с изменениями и дополнениями внесены VIII Съездом 24 марта 2017 года).

2021 (a) Итоговая резолюция IX съезда ассоциации коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации.

2021 (b) Об Ассоциации - Деятельность.

<https://raipon.info/association/deyatelnost/>

2021 (c) Координационный совет Ассоциации.

<https://raipon.info/association/koordinacionni-sovet>

2021 (d) Президиум.

<https://raipon.info/association/presidium>

2021 (e) Регионы.

<http://raipon.info/regiony/>

2021 (f) Персоналии.

<http://raipon.info/press-tsentr/personalii/>

- 2021 (g) Ассоциация. Общая информация.  
<https://raipon.info/association/index>
- 2021 (h) IX Съезд.  
<https://raipon.info/association/congress/ix-sezd>
- Газета «Экспресс Камчатка»
- 2013 Съезд аборигенов РФ. Почему его покинула камчатская делегация?  
<https://www.express-kamchatka1.ru/sobytiya/4980-s-ezd-aborigenov-rf.html>
- Ледков Г. П.
- 2015 «Народов малых не бывает». Мир Коренных Народов – Живая Арктика 31: 8-16, АКМНСС и ДВ РФ.
- Мурашко О.
- 2005 Сахалин: Удастся ли обратить противостояние в сотрудничество. Мир Коренных Народов – Живая Арктика 17: 113-123.
- 2006 Сахалин : От противостояния к совместной работе. Мир Коренных Народов – Живая Арктика 20: 90-94.
- Правительство России
- 1999 О гарантиях прав коренных малочисленных народов Российской Федерации. Федеральный закон от 30 апреля 1999 года. № 82-ФЗ (с изменениями и дополнениями на 13 июля 2020 года).  
<http://iv2.garant.ru/document?id=80406&byPara=1&sub=9576>
- 2000 О Едином перечне коренных малочисленных народов Российской Федерации. Постановление Правительства РФ от 24 марта 2000 года. № 255 (с изменениями на 26 мая 2020 года).  
<http://gov.garant.ru/document?id=81870&byPara=1&sub=10393>
- 2006 Об утверждении перечня коренных малочисленных народов Севера, Сибири и Дальнего Востока Российской Федерации. Распоряжение Правительства РФ от 17 апреля 2006 года. № 536-р (ред. от 26.12.2011).  
<https://legalacts.ru/doc/rasporjazhenie-pravitelstva-rf-ot-17042006-n-536-r/#100006>
- 2012 О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в части регулирования деятельности некоммерческих организаций, выполняющих функции иностранного агента. Федеральный закон от 20.07.2012 № 121-ФЗ.  
<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201207230003>
- Соколова З. П.
- 1990 Съезд малочисленных народовсевера (Взгляд этнографа). Советская Этнография 5: 142-146.
- Суляндзига П. В.
- 2005 Наша Тактика от противостояния к переговорам и сотрудничеству (опыт Приморья и Сахалина). Мир Коренных Народов – Живая Арктика 17: 12-15, АКМНСС и ДВ РФ.
- Федеральная служба государственной статистики
- 2010 Том 4-1. Национальный состав населения.  
[https://gks.ru/free\\_doc/new\\_site/perepis2010/croc/perepis\\_itogi1612.htm](https://gks.ru/free_doc/new_site/perepis2010/croc/perepis_itogi1612.htm)
- Центр по сохранению и развитию традиционной культуры коренных малочисленных народов Севера «Кыхкых» («Лебедь»).
- 2012 Ассоциация КМНСС и ДВ РФ направила Заявление в Верховный суд РФ.  
<http://www.kykhkykh.org/30-vlast/358>
- Центр содействия коренным малочисленным народам Севера / Российский учебный центр коренных народов Севера (ЦСКМНС / РИТЦ)
- 2019 Открытое заявление Центра содействия КМНС. (18.11.2019).  
<http://www.cspn.ru/glavnaya/news/4756-otkrytoe-zayavlenie-tsentra-sodejstviya-kmns#.XiV84G5uLD4>

#	A：ロシア連邦先住少数民族(47 集団)*1	B：主な居住地*1
1	アバジン	カラチャイ・チェルケス共和国
2	アレウト	カムチャツカ地方
3	アリュートル	カムチャツカ地方
4	ベセルミヤン	ウドムルト共和国
5	ヴェブス	カレリア共和国、レニングラード州、ヴォログダ州
6	ヴォチ	レニングラード州
7	ドルガン	クラスノヤルスク地方、サハ共和国
8	イジョル	レニングラード州
9	イテリメン	カムチャツカ地方、マガダン州
10	カムチャダール	カムチャツカ地方
11	ケレキ	チュクチ自治管区
12	ケット	クラスノヤルスク地方
13	コリヤーク	カムチャツカ地方、チュクチ自治管区、マガダン州
14	クマンジン	アルタイ地方、アルタイ共和国、ケメロヴォ州
15	マンシ	ハンティ・マンシ自治管区、スヴェルドロフスク州、コミ共和国
16	ナガイバク	チェリャビンスク州
17	ナーナイ	ハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州
18	ヌガナサン	クラスノヤルスク地方
19	ネギダル	ハバロフスク地方
20	ネネツ	ヤマロ・ネネツ自治管区、ネネツ自治管区、クラスノヤルスク地方
21	ニヴフ	ハバロフスク地方、サハリン州
22	オロキ(ウイルタ)	サハリン州
23	オロチ	ハバロフスク地方
24	サーミ	ムルマンスク州
25	セリクープ	ヤマロ・ネネツ自治管区、トムスク州、クラスノヤルスク地方
26	セトイ(セト)	プスコフ州
27	ソヨト	ブリヤート共和国
28	ターズ	沿海地方
29	テレンギット	アルタイ共和国
30	テレウト	ケメロヴォ州
31	トファラル	イルクーツク州
32	トゥバラル	アルタイ共和国
33	トゥヴァ=トージヤ	トゥヴァ共和国
34	ウデヘ	沿海地方、ハバロフスク地方
35	ウリチ	ハバロフスク地方
36	ハンティ	ハンティ・マンシ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区、トムスク州
37	チェルカン	アルタイ共和国
38	チュヴァン	チュクチ自治管区、マガダン州
39	チュクチ	チュクチ自治管区、カムチャツカ地方、サハ共和国
40	チュルイム	トムスク州、クラスノヤルスク地方
41	シャプスギ	クラスノダール地方
42	シヨル	ケメロヴォ州、ハカシア共和国、アルタイ共和国
43	エヴェンキ	サハ共和国、クラスノヤルスク地方、ハバロフスク地方
44	エヴェン(ラムート)	サハ共和国、ハバロフスク地方、マガダン州
45	エネツ	クラスノヤルスク地方
46	エスキモー	チュクチ自治管区、カムチャツカ地方
47	ユカギール	サハ共和国、マガダン州、チュクチ自治管区

\*1[Правительство России 2000]、\*2[Федеральная служба государственной статистики 2010]、

## 先住少数民族一覧

C: 人口(人) (2010年)*2	D: ソ連期北方 少数民族(1925)*3	E: 第1回北方民族議会(1990) に参加した人数(人)*4	F: ロシア連邦北方先住少 数民族(2006)(40集団)*5
43341			
482	+	4	+
0			+
2201			
5936			+
64			
7885	+	14	+
266			
3193	+	13	+
1927			+
4			+
1219	+	6	+
7953	+	13	+
2892			+
12269	+	5	+
8148			
12003	+	11	+
862	+	4	+
513	+	4	+
44640	+	54	+
4652	+	13	+
295	+	1	+
596	+	4	+
1771	+	7	+
3649	+	7	+
214			
3608			+
274			+
3712			+
2643			+
762	+	4	+
1965			+
1858			+
1496	+	8	+
2765	+	4	+
30943	+	28	+
1181			+
1002	+	3	+
15908	+	23	+
355			+
3882			
12888			+
37843	+	47	+
22383	+	16	+
227	+	1	+
1738	+	4	+
1603	+	11	+

\*3[Рика 1999: xxx], \*4[АКМНСС и ДВ РФ 2015: 5], \*5[Правительство России 2006]



